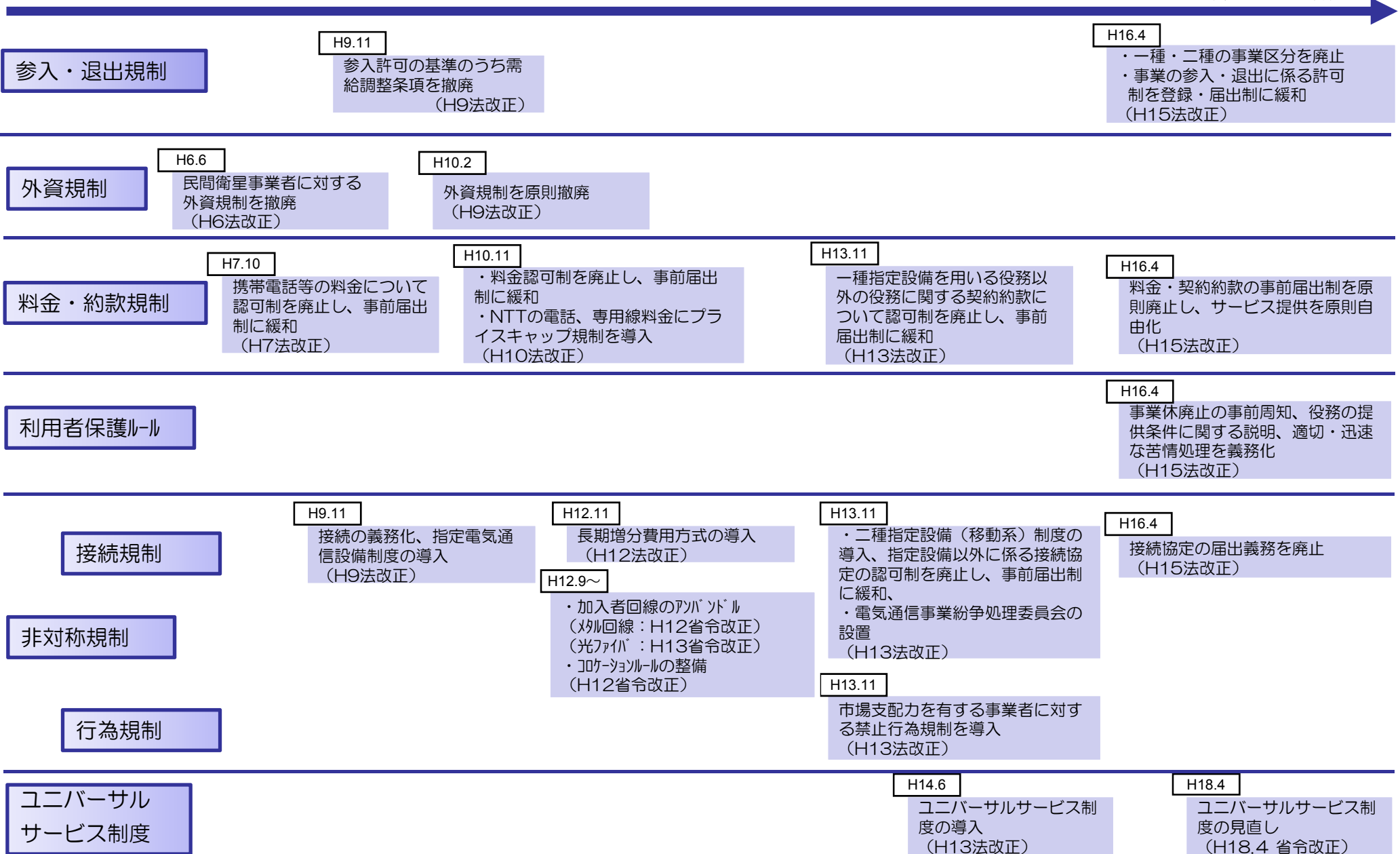


參考資料

電気通信事業法の競争の枠組みの変遷

(年月は施行時点)



85年 電気通信事業法制定 新規事業者（NCC）参入

■電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

96年 電気通信事業法改正

■移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

98年 電気通信事業法改正

■長距離、国際料金等を届出制へ移行

00年 プライスキャップ規制運用開始

■1998年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用線料金等について、プライスキャップ規制の適用を開始

■第1期
(00.10~03.9に適用)

■第2期
(03.10~06.9に適用)

03年 電気通信事業法改正
特定の役務を除き業務規制を原則廃止（デタリフ化）

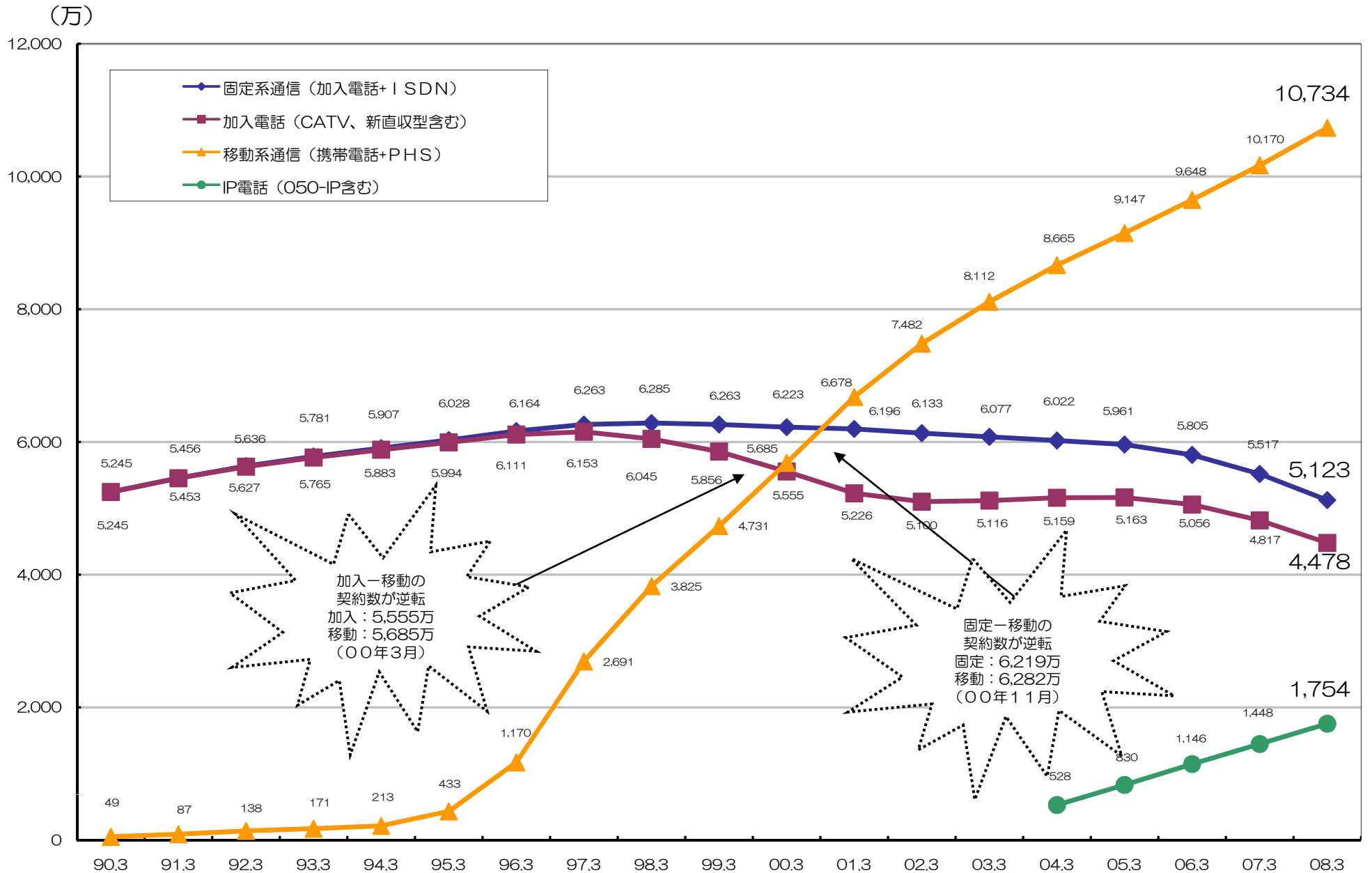
【特定の役務】

- 基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象

■第3期
(06.10~09.9に適用)

デタリフ化

契約数の推移（固定系通信、加入電話、移動系通信、IP電話）

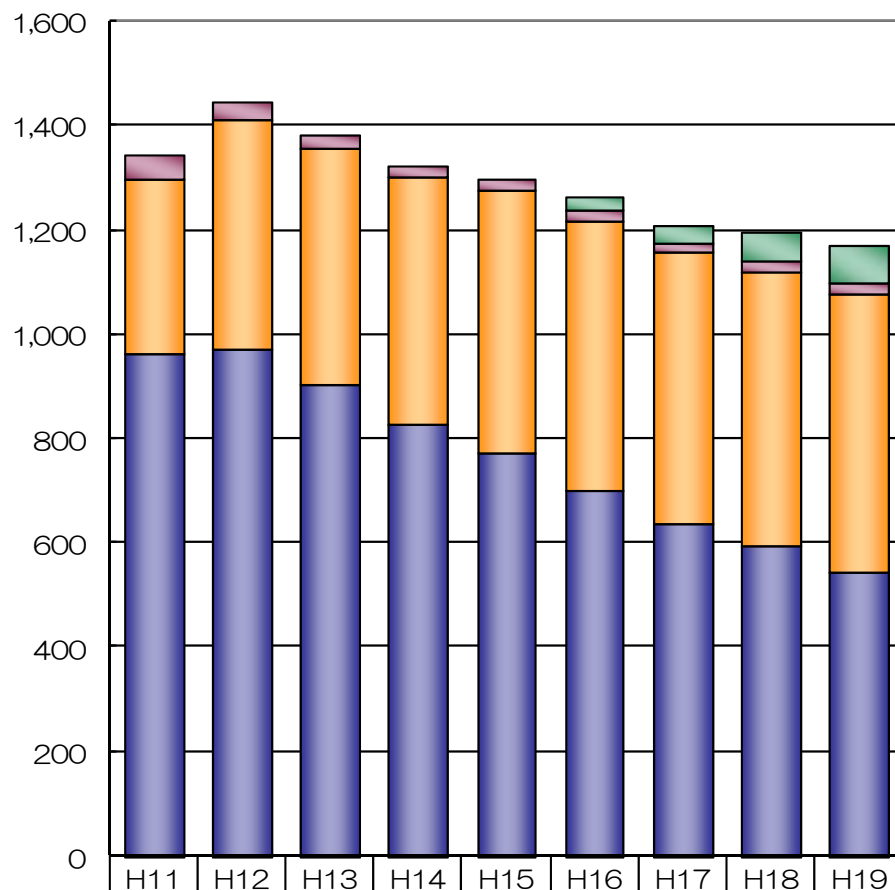


出典：電気通信サービスの加入契約数の状況（総務省資料）

トラヒックの推移（固定、携帯、PHS、IP電話）

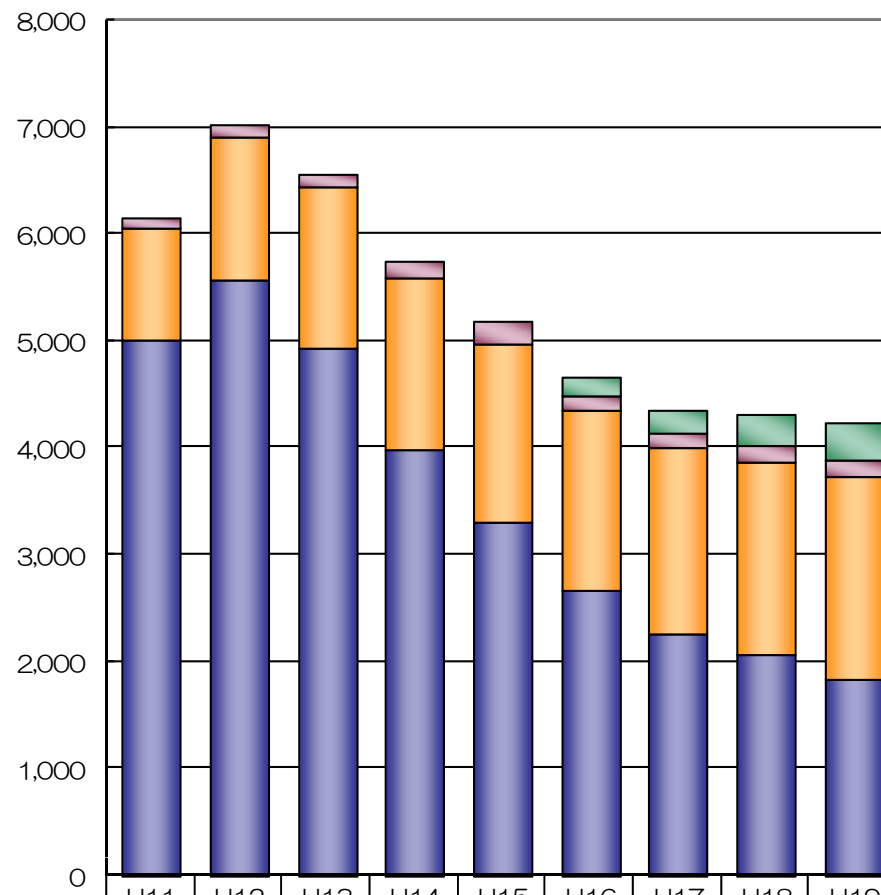
(百万回)

通信回数



(百万時間)

通信時間

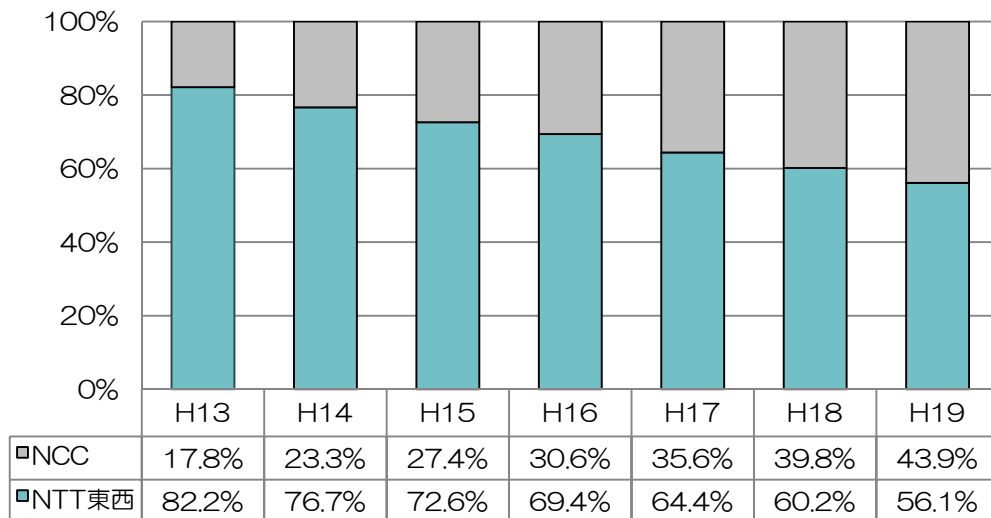


	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
IP電話発信回数						27.0	34.7	58	72.9
PHS発信回数	46.9	35.9	26.2	22.2	21.3	17.2	17	18.9	18.2
携帯発信回数	333.9	438.3	452.4	474.5	504.4	516.8	522.3	526	533.6
固定発信回数	963.1	973.3	905.3	827.2	774.4	703.7	637.2	596.2	546.3

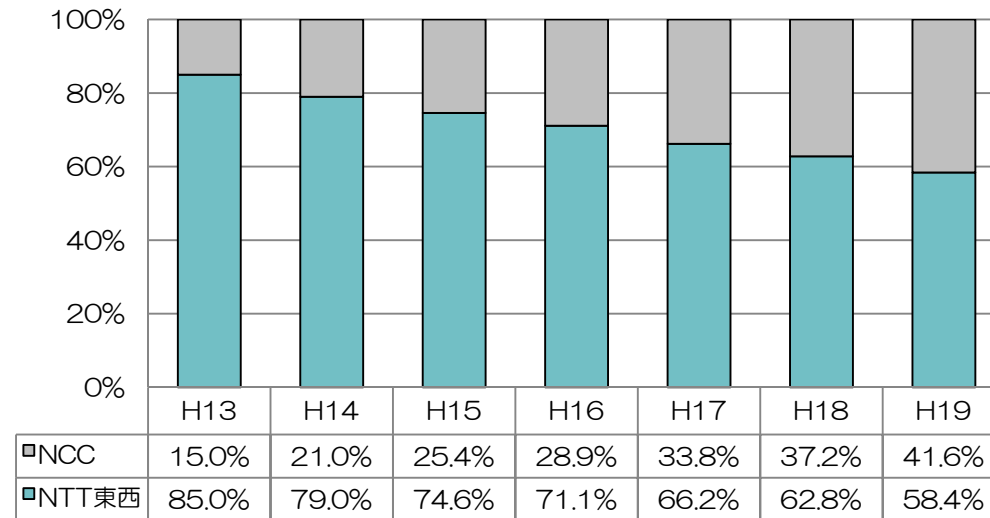
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
IP電話発信時間						172	210	297	350
PHS発信時間	99	110	115	154	225	153	142	151	153
携帯発信時間	1,036	1,343	1,516	1,598	1,659	1,672	1,741	1,816	1,899
固定発信時間	5,016	5,573	4,935	3,995	3,314	2,675	2,268	2,062	1,835

備考：各年度における国内通信の通信回数及び通信時間 ※ 固定は加入電話、公衆電話、ISDNの合計
 出典：「トラヒックからみた我が国の通信利用状況」（総務省）

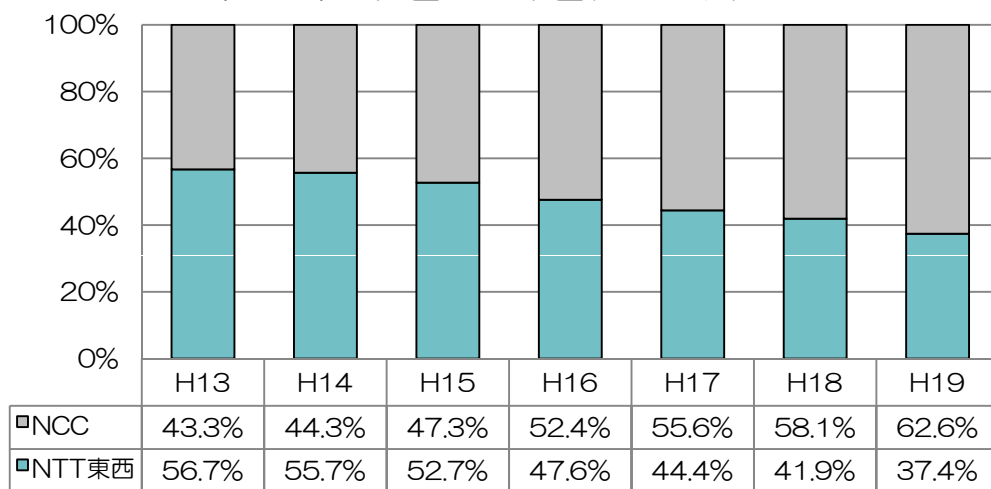
市内通話（通信回数）



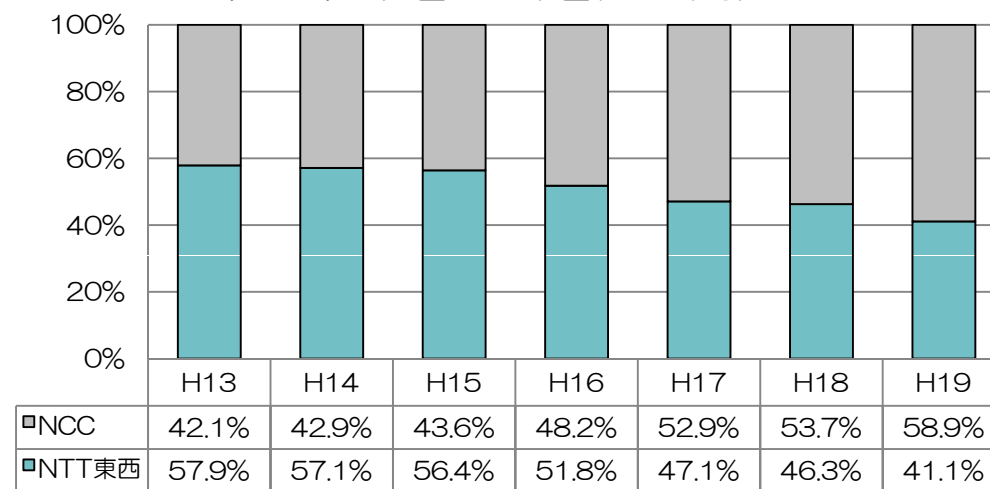
市内通話（通信時間）



県内市外通話（通信回数）



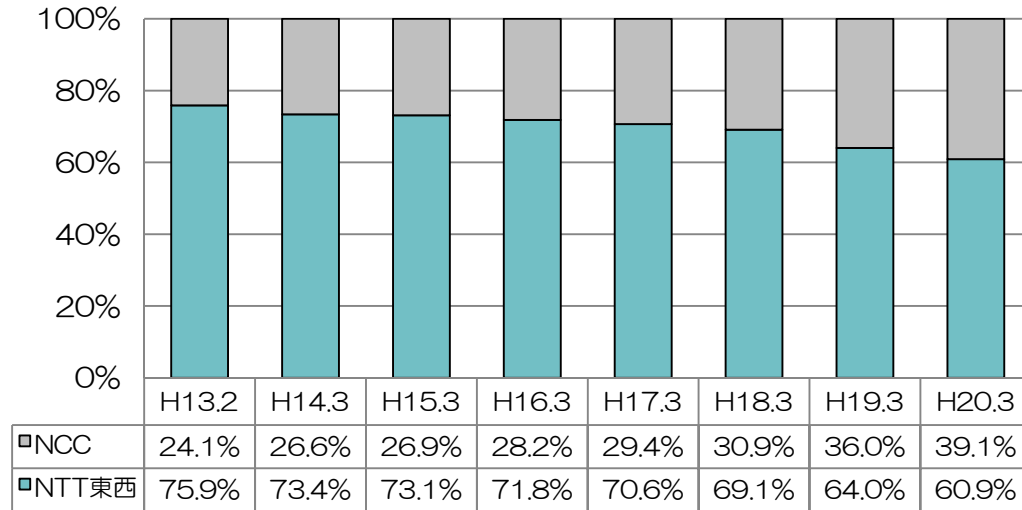
県内市外通話（通信時間）



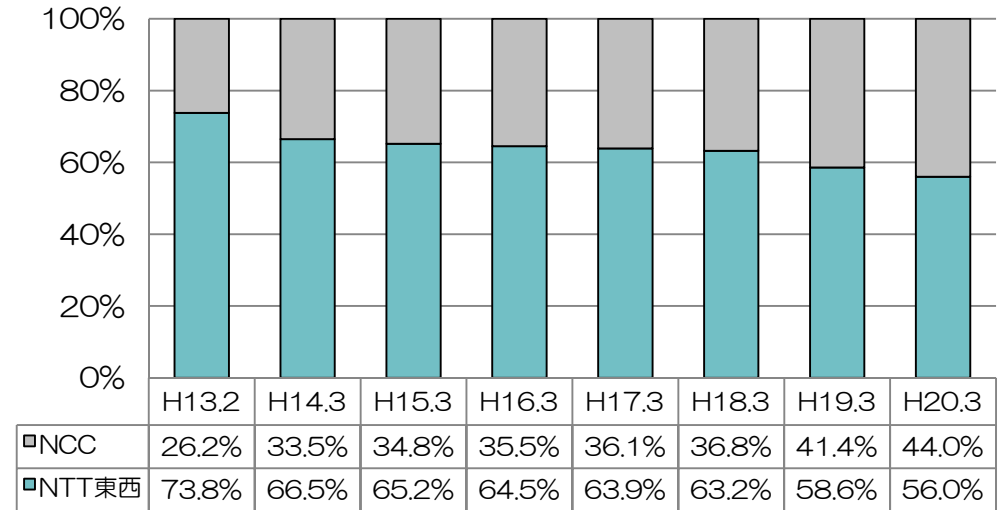
備考：各年度における固定系通信（加入電話+ISDN）におけるトラフィックシェア。
 H19年度については速報値。「トラフィックからみた我が国の通信利用状況」（総務省）を基に作成。

マイラインシェアの推移

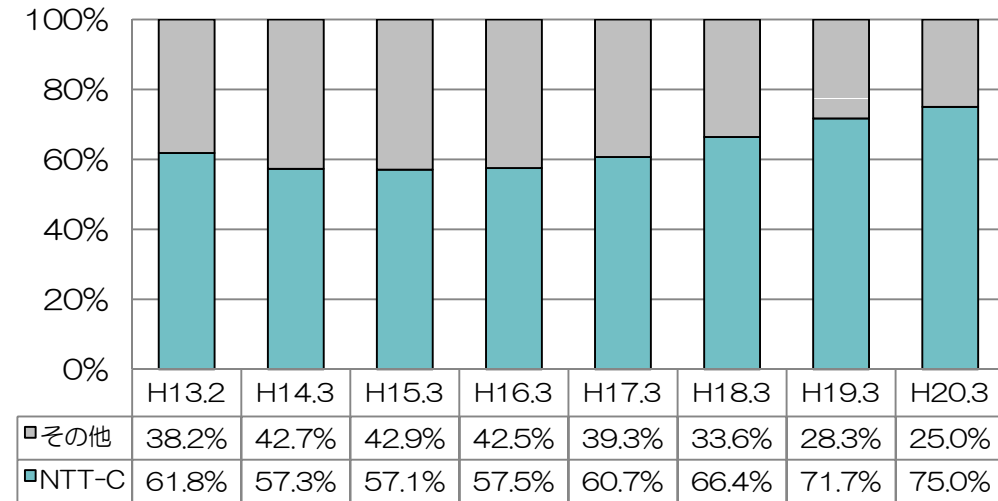
市内通話



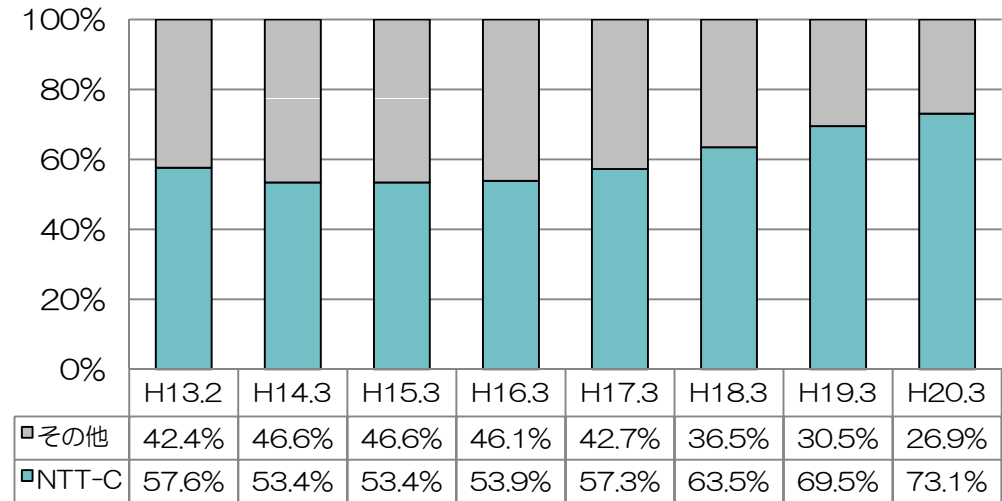
県内市外通話



県間通話



国際通話



備考：NTT東西は県間通話及び国際通話は未提供。マイライン未登録件数は集計していない。

○ 料金その他の提供条件については、原則、非規制。

電気通信役務の料金その他の提供条件については、契約約款の作成や総務大臣への事前届出が原則不要。
例：県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要



基礎的電気通信役務



契約約款を作成し、総務大臣に届出

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

指定電気通信役務

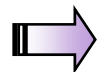


保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。（市場シェア等を勘案。）

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN・ひかり電話 等

特定電気通信役務



プライスカップ規制の対象

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。（内容、契約者数等を勘案。）

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話（平成21年4月1日からこれまで対象サービスとなっていた専用役務は対象外。）

■ 料金の適正性を担保するため、例えば、

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、次のような命令を課すことができる。

約款化された料金：契約約款変更命令等

デタリフ化された料金：業務改善命令

指定電気通信役務（電気通信事業法第20条より抜粋）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して（中略）適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

(1) NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、当該役務に代わるべき電気通信役務（以下「代替役務」）が他の事業者によって十分に提供されているか分析。

① 個別の分析の対象となるNTT東西の役務の範囲（分析単位）を決定

- NTT東西が指定設備を用いて提供する役務のうち、当該分析の対象となる役務の範囲（分析範囲）を決定する。
- 同一性が高く、代替的なNTT東西の役務を（NTT東西毎に）まとめて分析単位とする。
 - ・ 同一性の高さの判断は、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見出しているのかという需要の代替性に基づき行う。
 - ・ 具体的には、その役務の内容、効用、料金、利用者層等から合理的に推測するとともに、事業者ヒアリング等を参考にする。
 - ・ NTT東西が定めている契約約款及び契約約款で定められている品目も参考にする。

② 分析単位毎に、それと代替的な他の事業者の役務の範囲を決定

③ 分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断

- NTT東西の市場シェアが50%を超える場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定する。
- NTT東西の市場シェアが10%以下の場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。
- NTT東西の市場シェアが50%以下10%超の場合
市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う。
(略)

(2) ①当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、②当該役務の利用者の範囲等その他の事業を勘案して、指定役務として定める必要性があるか判断。

指定役務としない電気通信役務を以下のように類型化。

- (ア) 付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を除く。）
- (イ) 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- (ウ) 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

- (エ) 端末設備の提供に係る電気通信役務
- (オ) 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- (カ) 当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

特定電気通信役務：指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの

H10年事業法改正時の考え方

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」とは、仮にそのサービスについて不当な料金設定がなされた場合、利用者にとってそのサービスを利用することが必要不可欠であることから、その影響の度合いが著しく大きいことをいい、具体的には、サービスの内容や利用者の範囲から判断される。

役務の内容とは、一定の通信を行うための必要不可欠性や他のサービスによる代替可能性※に基づき判断

利用者の範囲は利用者の限定性や現実の利用者数等に基づき判断

「新たな料金制度の在り方について」(平成9年12月24日、マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会 報告書)

インセンティブ規制方式の対象

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスで、かつ
- ② 競争が不十分であるために、市場による価格形成では適正な料金水準が形成されることが困難な分野

具体的なメルクマール

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスのメルクマール
サービス内容、利用者層、利用者数、普及率、将来動向
- ② 競争が不十分な分野のメルクマール
事業者数、市場シェア、料金水準・推移、内外価格差

「電気通信サービスに係る料金政策の在り方について」(平成20年10月24日、電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会 報告書)

専用役務について (一般専用、高速デジタル、ATM専用)

- ① サービスごとの回線数が専用役務を特定電気通信役務として決定した時点と比して、大きく減少しており、また
- ② 企業通信網として利用されている通信サービスにおいても、IP-VPN等の法人向けデータ伝送サービスへの移行が顕著に見取れることから、専用役務を特定電気通信役務の対象から外し、指定電気通信役務の対象とすることが適当と考えられる。(→平成21年4月1日から特定電気通信役務の対象外とする制度改正を実施済。)

・電話サービス

足元にかけて減少傾向にあるものの、平成19年度末で3,962万契約と、依然として人々のコミュニケーションにおける基本的な情報伝達手段として広く利用されており、利用者数、利用者層の広さ、普及率などからみても、国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスと考えられる。

・ISDNサービス

加入電話サービス同様足元にかけて減少傾向にある(平成19年度末、事務用及び住宅用で641万契約)ものの、とりわけ事務用の年度ごとの減少率は加入電話サービス(事務用及び住宅用)の減少率を継続的に下回っており、企業向けに引き続き利用されていることがうかがえ、依然として産業活動に影響を及ぼすものと考えられることから現状のとおりとすべきである。

※ 特定電気通信役務制度を創設した際には、特定電気通信役務に現在の指定電気通信役務の概念を含む制度であったため、「サービスの内容」には、必要不可欠性の他、他のサービスによる代替性が含まれていた。

全ての電気通信役務

- ・競争事業者の電話（通話等）
- ・競争事業者のISDN
- ・競争事業者の専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話、PHS
- ・インターネット接続サービス等

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

NTT東西の

- ・Bフレッツ
- ・フレッツISDN
- ・ひかり電話
- ・オプトーク通信

基礎的電気通信役務

（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の電話

（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の加入電話

（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の第一種公衆電話

（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

- ・NTT東西の加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- ・NTT東西のISDN（加入者回線アクセス、市内通信、県内市外通信等）
- ・NTT東西の専用線（一般専用サービス等）
- ・NTT東西の公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

（H21年4月1日から）

専用役務を特定電気通信役務の範囲から除くことから、指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務の欄から専用役務の欄を削り、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄に専用役務の欄を設け、専用役務に係る収支を引き続き開示する。（→平成21年4月1日から実施。）

現在の役務区分

見直し後の役務区分

役務の種類			
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料
			市内・市外通信
			公衆電話
			その他
			小計
			専用役務
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	FTTHアクセスサービス	
		その他	
		小計	
	小計		
指定電気通信役務以外の電気通信役務			
合			計

役務の種類			
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料
			市内・市外通信
			公衆電話
			その他
			小計
			FTTHアクセスサービス
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	専用役務	
		その他	
		小計	
	小計		
指定電気通信役務以外の電気通信役務			
合			計

特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄に専用役務の欄を設け、専用役務に係る収支を引き続き開示。

1. プライスカップ（上限価格方式）の概要

① プライスカップの制度趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスに対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入（平成12年10月適用開始）。

② プライスカップの対象

- ・ NTT東西が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話に限る。）
（平成21年4月1日からこれまで対象サービスとなっていた専用役務は対象外。）

③ プライスカップの設定方法

- ・ サービス区分（バスケット）内の料金を指数化し、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として規定。
- ・ 基準料金指数は、前適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率を加味し、以下の式から求められる。

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- ・ 基準料金指数の設定に用いる生産性向上見込率は、3年ごとに設定。

④ プライスカップ対象サービスの料金設定

- ・ NTT東西の実際の料金指数が、バスケット毎に、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- ・ 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

【プライスカップのバスケットと対象サービス】

区分（バスケット）	主な具体的料金
音声伝送バスケット	・ 加入電話・ISDN（市内、市外通話料）・公衆電話（通話料）
加入者回線サブバスケット	・ 加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金）
専用バスケット	・ 一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス利用料

2. プライスカップの運用の経緯

① いままでのプライスカップの運用

- ・ プライスカップの運用に当たっては、3年ごとに生産性向上見込率（X値）を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X \text{値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}$$

- ・ これを、左辺をX値として展開すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入を予測することによりX値を算定。

$$X \text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

② 第一期（平成12年10月～平成15年9月）

- ・ 音声伝送バスケット及び専用バスケットについては、期間中のX値（音声:年率1.9%、専用:年率2.1%）により基準料金指数を設定。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、NTT東西の施設設置負担金に係る収支について圧縮記帳前のデータが存在しないことから具体的なX値を設定することは適当ではなく、X値を消費者物価指数変動率として基準料金指数を平成12年4月の料金水準に設定。

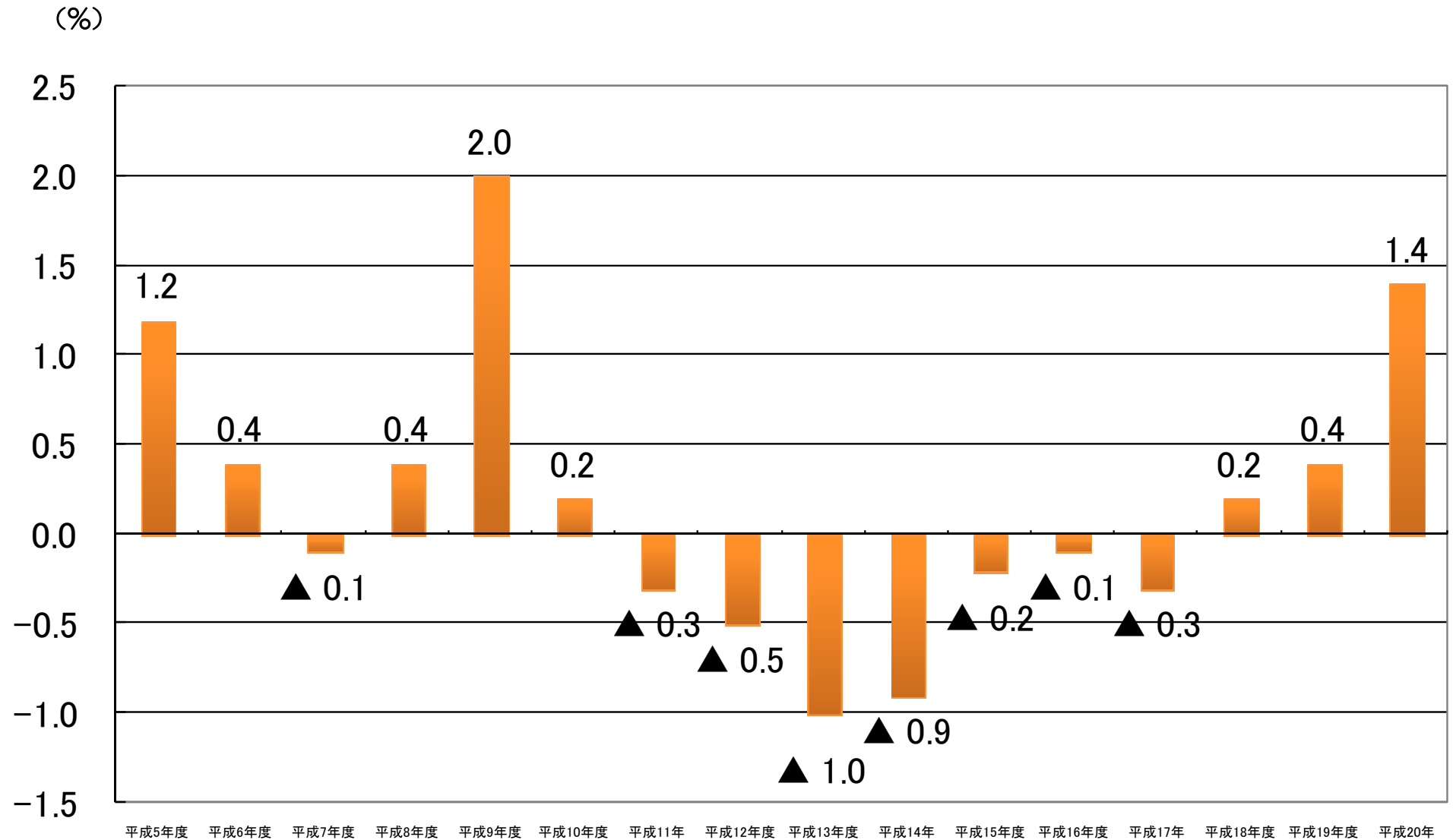
③ 第二期（平成15年10月～平成18年9月）

- ・ 音声伝送バスケットについては、IP電話の普及等による固定電話トラヒックの減少の予測が困難であり、予測値が一意に定まらなかったことから、固定電話の料金水準が国民生活・経済に及ぼす影響を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
 - ・ 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- （専用バスケットについては、期間中のX値（NTT東日本:年率1.0%、NTT西日本:年率0.6%）により基準料金指数を設定。）

④ 第三期（平成18年10月～平成21年9月）

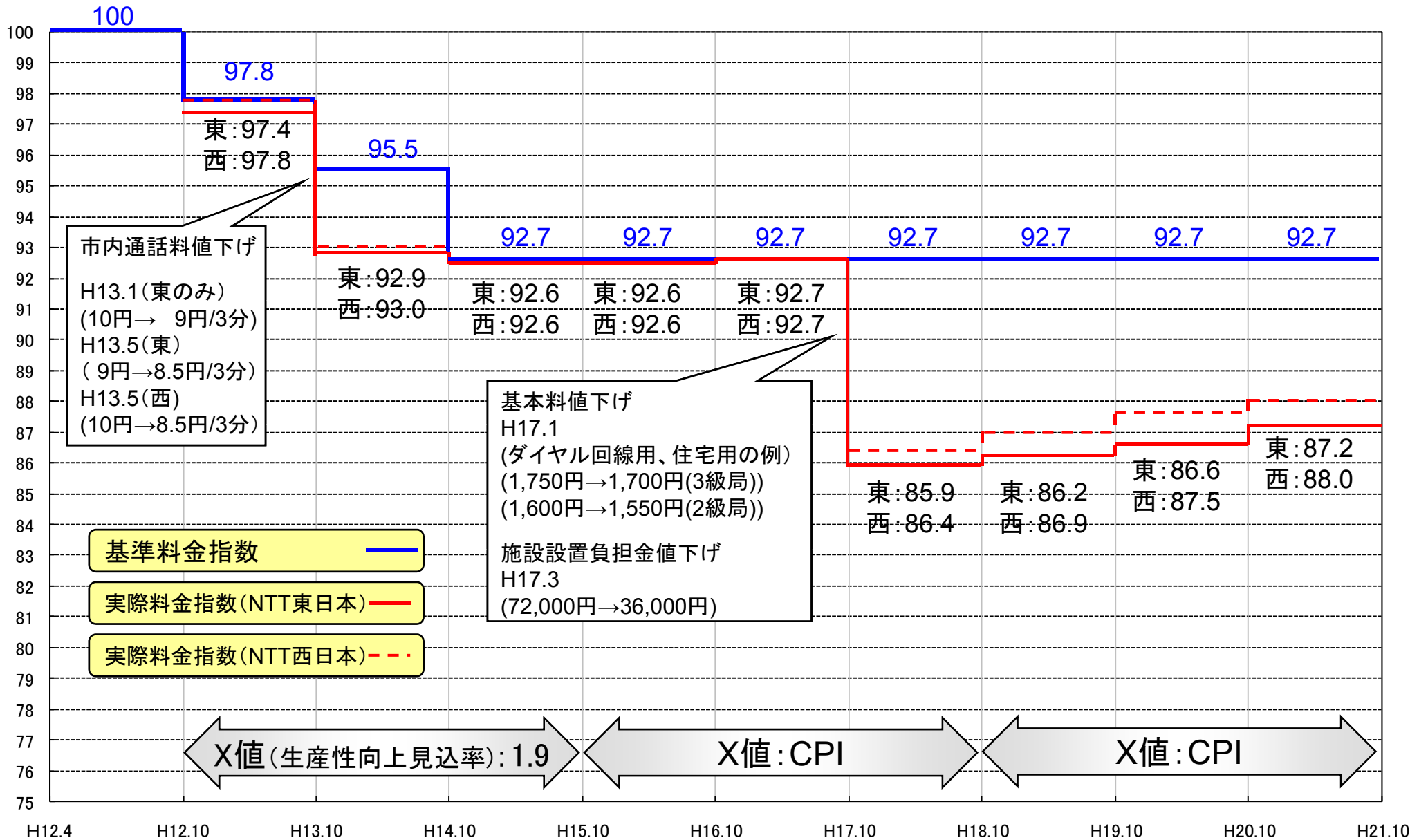
- ・ 音声伝送バスケットについては、PSTNからIP網への移行期であることを踏まえ、動的な市場におけるX値を一意に定めることの困難性、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
 - ・ 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- （専用バスケットについては、期間中のX値（NTT東日本:年率0.5%、NTT西日本:年率0.8%）により基準料金指数を設定。）

プライスキップの運用について③（消費者物価指数変動率の推移）



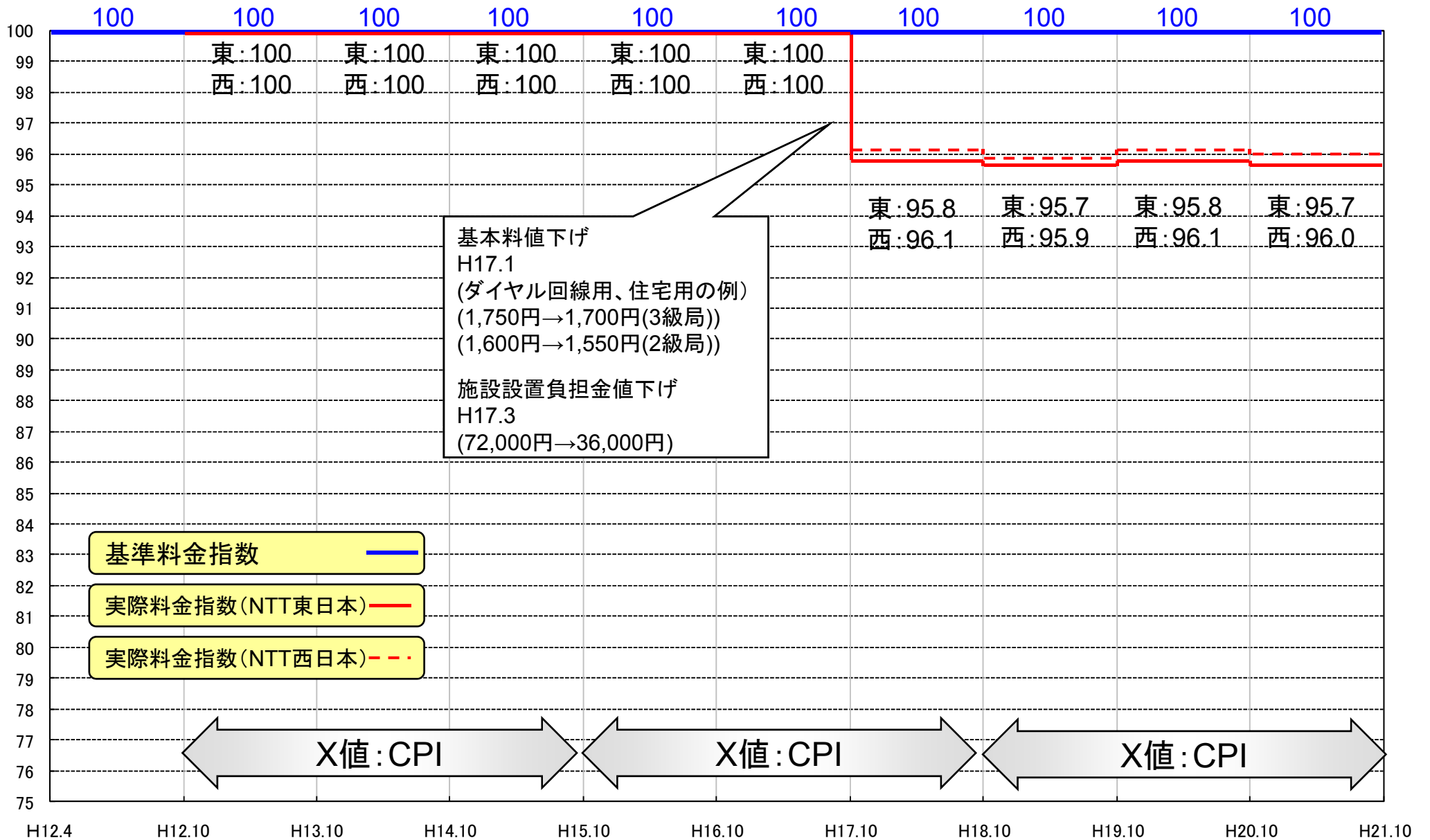
※ ×値算定年度（平成11年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度）は、データの公表時期との関係により、年度ではなく、年の値を用いている。

料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)



※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

料金指数の推移 ② (サブバスケット)



※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

【参考条文】

電気通信事業法

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～6 （略）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2～7 （略）

【参考条文】

電気通信事業法施行規則

（基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数＝前適用期間の基準料金指数×（1＋消費者物価指数変動率－生産性向上見込率＋外生的要因）

2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。

3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。

4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。

5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。

6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数＝（ $\sum P_{ti} S_i \div \sum P_{oi} S_1$ ）×100

P_{ti} は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi} は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P_{ti} に対応するもの

S_i は、 P_{ti} が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。